

## プリンストン大学所蔵「桜本坊文書」

プリンストン大学（アメリカ合衆国ニュージャージー州プリンストン市）東アジア図書館が所蔵する「桜本坊文書」は、同図書館が二〇一五年に日本の古書商より購入したものである。史料編纂所では、二〇一八・二〇一九年度、同大学東アジア研究学部・歴史学部教授トーマス・コンラン氏を代表者とする共同利用・共同研究拠点の一般共同研究課題「プリンストン大学図書館所蔵吉野山修験関係史料の保存・利用のための研究」を実施し、この文書群を調査・撮影する機会を得た。

この文書群は中世・近世文書から成る。詳細な伝来過程は不明であるが、中世部分は、現在の奈良県吉野郡吉野町に所在する金峯山寺の宿坊寺院桜本坊に伝来したものと考えられる。近世部分の集積過程についてはなお検討すべき点があるが、文書の内容を理解しやすい中世部分の集積者によって、「桜本坊文書」と呼ぶこととした。

この文書群は、購入時には全く未整理で汚損した状態だったとのことである。購入後、プリンストン大学ファイアストーン図書館の史料保存担当者テオドル・スタンレー氏によって全点の洗滌と皺の延ばしなが

谷高堀榎

島川原

昭晶康雅

佳彦史治

され、現在はファイアストーン図書館において、一紙ごとに番号を付して保管されている。文書料紙はほぼすべて鋭利な刃物で切断されたような損傷を受けており、本来の料紙の大きさを保ったものはきわめて少ない。ただし支持体としての紙の傷みは大きくない。水損、虫損、鼠害によって破損した文書とは異なり、支持体としては意外にしっかりと印象を受ける。裁断の多くは料紙を縦方向に裁つたものであるが、中には横方向に細長く裁つたものもある。また、正確な楕円形の穴の開いた料紙もある（文書目録一二五）。こうした点を総合的に考えると、この文書群は、襖の下張りとして利用されていた時期がある文書と推定される。楕円形の穴は襖の把手金具のはめ込まれていた箇所であろう。

一般共同研究所の内共同研究員である榎原雅治、堀川康史、高島晶彦、谷昭佳は、二〇一八年夏と二〇一九年夏、同経費、およびプリンストン大学の研究経費によって同大学に赴き、コンラン教授、スタンレー氏、東アジア図書館司書野口契子氏とともに、本文書群の調査、撮影、整理を行った。本稿では、慶長年間以前と思われる文書を中心に翻刻、

紹介する。近世文書については、内容の全体を把握しやすいものに限って紹介することとする。

また中世文書と思われるものについては、料紙の厚さ、原料、密度、単位長あたりの板目・糸目数などの調査を行い、年代推定や切断された料紙の原態復元の手がかりとした。その調査結果も文書目録に掲載した。

中世文書の多くは、南北朝期から織豊期にかけての吉野修験の御師にかかわる檀那売券や土地の売券が多く、熊野修験の御師文書と似た構成になっている。吉野修験に関する中世文書は首藤善樹編『金峯山寺史料集成』（国書刊行会、二〇〇〇年、以下『集成』と略す）に収録されているが、御師文書はわずかしかなかった。本文書群はまとまった量をもつ吉野の御師文書として貴重である。遠隔地の寺院との関係がかかわせる檀那売券（一五、一六）、御師が檀那の本山参詣時や毎年得られる収入を記した借用状（五五）、何らかの職業集団による娘の売買をうかがわせる書状（四七）などは内容的にも興味深い。南北朝期の売券には女性が差出となっているものが多い点も注目されよう。また一七には「桜本」と明記されるが、これは、従来知られている史料とあわせても「桜本」の初見史料となる。戦国期以降の史料には、『集成』掲載史料にも見える人名・寺院名が現れる。たとえば、天文二一年の寺室尊瑜借用状（二二）には、他の史料に「寺家御奉行」「奉行衆」（『集成』一〇九頁、二六二頁）と記される寺僧が口入人として名を連ねており、戦国期の吉野一山組織が土地売買の保証機能を有したことが判明する。こうした点も、本史料の価値を高めるものだろう。

【凡例】

翻刻にあたっては次のような原則によった。

- 一、文書番号は目録の史料番号に合わせた。
- 一、漢字の字体は、常用字体を用い、異体字は常用字体に改めた。
- 一、本文には、読点および並列点を適宜加えた。
- 一、欠損文字は、字数を推算して□で示した。
- 一、抹消された文字は左傍にさを付した。別字を重ね書きした場合  
は、左傍に・を付し、右傍に×を冠して下の文字を示した。
- 一、本文中の改行箇所「」、料紙の終了箇所「」を付した。
- 一、原本の文字に置き換えるべきもの、及び欠損箇所に補うべきもの  
には「( )」、本文の参考または説明のためのものには「( )」を以て  
傍注を施した。残画から誤りないと推定される欠損文字は、□の中  
に入れて示した場合がある。
- 一、必要に応じて按文を付した。

一 市女証文断簡

(前欠)

徳治貳年<sub>末</sub>五月十三日  
(二二〇七)

市女(略押)

二 良舜檀那処分状

(端裏書)

ヨリノ処分状  
 合 七ウ  
 且那ニシヨ  
 フチャウノコト  
 石ノ  
 タンノ且那ハ、(京)キヤウニセムタチ三人、(先達)カラスマルサエモ三  
 (鳥丸)

郎トノ、サカ<sup>(嵯峨)</sup>積迦堂三□□、ヲナシキトコロノ次郎トノ、マタヤマト

ノ□□ノムソ、ソウセムシ一円、ナラヒニシキノ□□勝房阿闍

梨ノヒクフン七間、コレラハ□□ニセウフスルナリ、カノ且那ニヲ

イテハ□□<sup>(タノサ)</sup>マタケアルヘカラス、ノチノタメニ□□<sup>(シルズ)</sup>トコロシチ

ナリ、ヨテ状如件、

正 平六年三月廿三日  
(二三五二)

良舜(花押)

三 薬師女等檀那証文断簡

(前欠)

ヤマノ、門内ニアリ、以上十五間アリ、サラノカノ且那ニライテ他  
妨アルヘカ」ラサル物也、仍為後日証文所注如件、

天授五年<sub>末</sub>二月三日  
(二二七九)

薬師女(略押) 尼女(略押)  
チヤクシ

四 マツ女等田地売券

(前欠)

右、件タワ、大ワコクヨシノ、コヲリチマタノ内<sup>(千股)</sup>ミナミタイノ」フタウ  
サタハ、マツ女サウテムノシリヤウトイエトモ、ヨウノ」アルニヨ  
テ、チキセム四貫二百文三十二合升ニテ、<sup>(定地子)</sup>チヤウチシニ」サタメテ、本  
文シヨ一通ヲアイソエテ、ケウエムハウノ方へ」エイタイヲカキテ、ウ  
リワタストコロ、シチナリ、一リウ」一サシモ、チシケタイ候ハワ、サ  
クトモニトリアレラレ」申ヘク候、モシ<sup>コ</sup>レニライテ、ワツライ申モノ  
アラハ、ホウ」シヨノサタライタツヘシ、仍為後日セウ文タメ状如件、

天授五年<sub>末</sub>十二月十三日

マツ女(略押)

イシタウ女(略押)

ツルマツ(略押)

五 某檀那売券断簡

〔端裏書〕  
「カワウチ (額田) スカタノタンナンノフミ」

ウリワタス、タンナノコト

合カウチノ国ヤヲ(八尾)ノ下ヌカタ五十ケン、同水ハヤニアリ、  
(走)十五ケン

□、件ノタンナハ井ワヲノ□□セムハウノアトノチ、ヤヲノタンナ十  
(後欠)

○四と書体の類似によつてここに収める。

六 鶴女檀那売券

売渡且那事

合一所者」

〔一行欠〕且那、鶴女カセム(先祖相伝)ソサウテムノシリヤウナリ、シカルヲ今

用要アルニヨツテ、チキ錢壹貫文」ニアテ、本文書一通アイソエテ、

アサ女」ノ方へ永代ヲカキリ売渡所申」実也、若彼且那ヲキテ向後イラ

ム」サマタケ申人アラハ、ホウシヨノ沙汰ヲ」イタサルヘキ物也、仍為

後日証文所注」之状如件、

応永五年戊寅卯月十九日  
(二二九八)

鶴女(略押)

七 トラマツ女借用状

(前欠)

□□貫五百文者

右、クタノリ(利錢)セニワ、毎月百文ヘチニ(四分ツ、ノ)リフヲクワエテカス  
(利分)

ニヨテ、サタ申スヘク候、タ、シ(質物)、シチンモツニワ、ヲモテノカリヤ

トヲリノヤシ」キノ分ヲサシヲキ申シ候ナリ、ミウ年三月」中ニワ、カ

ナラス」サタ申スヘク候、ヨテ五日」(後)シヨウモノタヘニ、シウクタノ  
コトシ、

応永廿五年正月廿日  
(二四一八)

トラマツ女(略押)

八 某借用状断簡

借用 利錢事

合七貫文者、倉本彦太郎大夫

右、件利錢者、毎月百文別ニ四文」宛之加利分、依員返進可申候、但」

質物ニハ笠率都婆南方屋敷地作」虎松女カ知行(後欠)

○「虎松女」の一致によつてここに収める。

九 大般若波羅蜜多經卷第十二奥書

大般若波羅蜜多經卷第十二

〔修補奥書〕  
「奉修補 和州南都本光明寺御經也、

就春曾房寄進修補之、

永正十二年乙亥三月 日願主宣照」

(二五二五) 宝徳二庚午八月八日 右筆 祐城書之  
(二四五〇)

一〇 憲実檀那売券

売渡檀那之事

合泉国アマカノ里一円  
(阿間河)

右、件且那者憲実先所相伝之」且那也、而ヲ今依有要用之子細、直」錢

貳貫參百六十文ニ充、上山道場江」売渡事実正也、但來六月中ニ本錢」

以買返可申候、仍為後日証文状如件、

長祿三年乙卯卯月十七日  
(二四五九)

憲実(花押)

○中央に罰点による抹消線がある。

一〇紙背 祐秀借用状

〔端裏書〕(×にて候)  
〔上山料足□□〕  
申ウクル利銭事

合二貫四百八十文 庫本上山

右、件利銭ハ毎月六文別ニ利分ヲ「クワエテサタ申ヘク候、タ、シ此料足」ハ円教房之口入申候、

一又五百文、無銭子同西室卯月ヨリ「口入申候、皆々九月中ニサタアルヘク」候、後日支証タメニ、此文ニカキヲキ申候、「仍状如件、

長祿三年卯七月日

祐秀(花押)

一一 憲実檀那売券

〔端裏書〕  
「ツノクニ両書」

売渡旦那之事

合在所ツノ国内野マノ里一円

右、件檀那者、憲実先所相伝之「旦那也、而ヲ今依有要用子細、直銭」參貫文ニ相充、アネコ女之方売渡事「実正明白也、更々不可有他妨候者也、」仍後日証文状□□件、

(後欠)

○「憲実」の一致によつて、ここに収める。

一二 延命院尊祐檀那売券

売渡申旦那之事

合丹後国成相寺一門入峯山伏也、

右、彼丹後国成相寺者、雖為延命院尊祐「知行、依今要用而、直銭相当五貫文、限」永代、岩本善行房之御方江所渡売渡実也、「於向後不可有他違乱妨者也、於本証文者引」失無之、若本証文有「者出来セハ、可被」加盜賊之沙汰者也、仍後日支証文之状如件、

明応七年戊午十一月三日  
(二四九九)

延命院  
尊祐(花押)

一三 天神講私記

大和□□ □□

南無婦命頂礼天满大自在天神

次三礼 如来唄 表白

敬白一切三宝大小神祇而言、「夫天满天神者、普天崇敬」之靈神、菅家「祖宗之聖」廟也、元是臣之棟梁、文「之大祖也、広涉九流、普」兼百家、賢才超仁、明智「勝世、故登三台、掌万機、終」示大政威徳、顯天满天神、「凡神力自在而、靈驗掲焉」也、嗚呼西海之西都、点安「楽寺之地、定聖廟、北闕之」北野、卜朝日之砌、祐仁祀、或以「詠哥飛梅於千里之波」濤、或誓託呈松於「一夜千本」之奇瑞、尋其本地、大慈大「悲之觀自在、式仏法擁護」之多門天云々、利益广大「而濟度無辺也、故官位福」禄随楽、除病延命酬祈、「就中嗜文道之人、則表」其誉、愁虚名之輩、忽「帰其美、加之、於一切願望、莫」不成就円満、於諸道芸「能」莫不窮達溯源、依之貴「賤合掌如集雲、道俗運」歩如成市、仍凝信心致掲「仰、垂冥鑑、絶利益、乃至」法界衆生平等利益矣、  
婦命天满大自在 本躰観音大聖尊  
為度一切諸衆生 示現靈威大明神  
願以此功德 普及於一切  
我等与衆生 皆共成仏道  
天神講私記

時也明応第九之曆(二五〇〇)申仲夏下旬之天、馳筆城公畢、(書カ)

金峯山寺天神御宝前常住

時于寛永拾三年八月二日

(六三三)

吉水院

盛遍

金峯山寺天神御宝前常住

時于寛永拾三年八月二日

吉水院

盛遍

とくくと落る岩尾のこけし水

汲ほすほとこのすまゐてもなし

一四 左衛三郎屋地売券

(前欠)

合五貫文

右、件之エノキヤノ事、今依用要有、(マ)左衛三郎雖為知行、直錢五貫文、永代」多武峯本善房方へ売渡申事」実正明白也、以後違乱妨申者」アラハ、盗人可為沙汰者也、仍後日之」証文状如件、

文龜三年癸亥二月四日

(二五〇三)

院主西室公海 (花押)

左衛三郎 (略押)

一五 蓮堯公祇檀那売券

(前欠)

且那今依有用々、直錢相当五貫文□□」仙長房之御方江売渡申事実正明白也、」就中彼二ヶ寺釜口・内山寺両先達仁アツケ」申峯中引導候へ共、吉野先達方江限永代」売渡申上、不可有後日違乱者也、仍本券ハ」

引失候間、彼状ヲ本文書卜定申所也、此外有」不思儀申人者、盗人可為沙汰者也、仍状如件、

丹後國 祇園寺 成願寺 寺二箇分ユツリ渡申者也、

甲子文龜四年三月十九日

(二五〇四)

蓮堯公祇

(後欠)

一六 舜円檀那売券

(前欠)

合在所者播州書写山 増位山 八徳山三ヶ寺一円

右、件之檀那三ヶ寺者、八徳山寺坊舜円房之」年久敷雖為知行、依有今要用、直錢」拾五貫文仁、限永代お、為先祖間仙長房方へ」吉野宿坊・峯中引導共仁売渡申処」実正明白也、然仁雖有本券文、引失候間、」新券文お為本券文定処也、以若本券文お、」在違乱妨申族者、可為盗人之沙汰者也、」雖然当年中仁買返申候者、無子細可渡」請候、仍後日証文状如件、

永正二年乙丑六月七日

(二五〇四)

舜円

(後欠)

一七 金輪寺澄遍島地売券

(端裏書)往生院上島ノ証文」

若買返ソロテ以後地子ノ事、

渡申島之事

(秋麦)

折升六斗二定、

証人澄盛母 (花押) 東往生院敷ハツレ、南限谷川、

合在所者往生院内上島并山トモニ

証人有遍妙覺寺 (花押)

西者限島岸、北者風呂ノ道カキリ、

右、件ノ島者、雖為金輪寺澄遍」先祖相伝転、知行、依有今要用」相当直錢拾壹貫文仁、為藏王講」御供田ノ、桜本快乘御房方江、限テ」永代ヲ売

渡申所実也、但壬申「歳ヨリ拾年ノ間者可為地作進」退、次午歳ヨリ戊歳

マテ五年ノ間仁」澄遍□□以困錢買返置□□無」違乱可請渡者也、左候ト

モ亥歳ヨリ」卯歳マテ五年ノ間者、作職ノ事者可」有快乗合テ廿年□□也、午歳

ヨリ」戌歳マテ五年ノ間仁、以天本錢買不返者、」可為永代御供田、若於有違

乱妨輩者、」可為盗人ノ沙汰、仍後日ノ証文如件、

永正九年壬申九月廿二日

金輪寺澄遍（花押）

（後欠）

一八 院主職等讓与置文断簡

（前欠）

南院ノ院主シキ、サナケノ宮ノ别当ト人」トモ一円ニ澄遍ニユツリ

畢、タ、シ了觀御房」一コノ、チ、

一安養院、椿ノ院主シキ、阿世屋ノ坊リヤウ」

（中欠）

一西坊之分

下室坊、ヲクラノリシユノ供僧、諸国ノタンナン等、」散在名田等、

信遍ユツリ畢、タ、シ俊遍一コ」ノ、チ、

一西室ノ分、ヲクラノ六供一分、諸国ノタンナン等

（後欠）

○「澄遍」の一致によってここに収める。

一九 岨之坊宗栄・与太郎連署文書断簡

（前欠）

岨之坊宗栄（花押）

与太郎（略押）

状如件、

享祿四年辛卯七月廿五日

（二五三）

二〇 中尾証文断簡

（前欠）

可為者也、仍而後日之正文如件、

正人竹原（略押）

天文廿二年極月十三日

ウリスシ中尾（略押）

二一 寺室尊瑜借用状断簡

（前欠）

律国東光寺先達・同行共ニ一円、」滝寺一円入申者也、来八月中ニ返弁

可申者也、山伏被入候者、布施ニテ」可進候、若無沙汰ニラキノロハ、

此御人数」御智行アルヘキナリ、仍以後証文状」如件、

天文廿一年壬子卯月十四日

長紹（花押） 宗遍（花押） 実伝（花押） 有長（花押） 有誓（花押）

舜永（花押）

二二 文保寺吉祥坊・高仙寺金蔵坊借錢注文

高仙寺上之坊、六百文のかり

弘治三年七月七日

高仙寺安住坊、六百文のかり

弘治三年七月七日

高仙寺如一坊、九百文のかり

弘治三年七月七日

文保寺安楽坊、<sup>（巻カ）</sup>貫文のかり

弘治三年七月七日

弘治三年七月七日

弘治三年七月七日

弘治三年七月七日

(丹波多紀郡)  
文保寺

吉祥坊 (花押)

(丹波多紀郡)  
高仙寺

金藏坊 (花押)

二三 下町屋与四郎檀那売券

ウリ渡申スタンナノコト

合式貫四百文

右子細ワ、用要アルニヨツテ先祖相伝ノ「チキヤウタリトキエトモ、チキセン式貫四百文」相当、吉水院大納言殿ノ御方ヘウリ渡ス」者也、在所ノ住吉ノ内中在家ニ四十ケン」アリ、浜口ニ十五ケンアリ、以上ニケ所ノフンナリ、「タ、シ来年午ノ歳三月中ニ本錢ヲ以テ」カ弁返シ申ヘキモノ也、萬一フサタ申ソロハ、「御チキヤウアルヘキモノ也、仍後々為支証文状如件、

弘治参年丁十一月十四日 ウリヌシ下町屋

ネ口与四郎 (花押)  
ヲラヤカメノウ (略押)  
口入 センケウ

二四 芳野重朝・上薬師梵才借用状

(前欠)

合式百貫文但此内三十石四斗□□此利□アキソロ  
観進、已上ニテ渡可申候  
○割注部  
分抹消す

此外ニ具足小袖三渡申候、并馬・太刀渡候、

己未之年之秋ヨリ拾石ツ、五年之間、「亥年マテ可渡申候、

仍為後日証文之状如件、

芳野左京亮

重朝 (花押)

永祿元年戊潤六月廿四日

(二五五八)

郎殿

御宿所

上薬師  
梵才 (花押)

二五 高岡源十郎借用状

(本活字)  
ハナク

正頭上分 (印) 借用申上分錢之事、

合五貫文利平三文字ナリ、

右、件ノシチ物ニワ、(芳野)高岡源一郎「買得之下地一石七斗代入置申候、」来九月中ニ返弁可申候モノナリ、「タトキ天下一同ノハシヤク・トクセキ」ノ申事ソロトモ、上分錢ノキニソロマ、無「違乱スマシ申ヘキナリ、則ホンケンニツ」入申候、在所筋・際目ホンケンニ御サソロ、仍状」如件、

永祿二年己五月十四日

借主芳野高岡

源十郎 (花押)

同 心昭 (黒印)

○料紙の端の形状は一致しないが、端をわずかに裁断したもので、  
行の脱落はないと思われる。

二六 宮家宮内田地売券

永代売渡 水田 □ □ 院新券文事

合式段者 伊賀香之庄在之、

壹段ハ卅苜 定徳七斗代、

壹段ハ廿苜 定徳四斗代、

右、件之田地ハ宮家宮内新地相転之雖為「買徳、今依要用有、直錢四貫文七、限永代」芳野高岡源十郎方へ売渡申事実正明」白也、本券文ハ引

失申候間、則新券文ヲ「作渡申候、若本券文ト号輩有ハ、盗人ノ」沙汰可



有者也、若天下一同之地発等行候共、一言之「違乱煩不可有者也、仍後日之証文之状如件、

(後欠)

○「高岡源十郎」の一致によつてここに収める。

二七 新屋守歳借用状断簡

(前欠)

此□錢毎年□三年ノ内ニウケカエシ可申候、

三年」過ハ其方へ可有御知行候、為」其一筆如此候、仍状如件、

新屋十介

守歳(花押)

天正十六年<sup>(区)</sup>三月廿日  
(二五八八) 宝生院

まいる

二八 山室中村借用状

(前欠)

合三貫文者 <sup>(鐘)</sup>ひた

右、来年七月ニハすまし」可申候間如此候、以上、

天正十八年菊月廿四日 <sup>山室</sup>中村(花押)  
(二五九〇)

よしの 御先達院 参

二九 料足算用日記断簡

(前欠)

伍貫七百廿文 ヒタ 拾貫□

三番

五貫七百廿文 ヒタ

四番

四貫四百八十八文 ヒタ

五番

壹貫五百廿六文 礼使 同拾貫百文 銀子代

六番

壹貫四百六十文 ヒタ 路錢

七番

伍貫八百八十四文

参貫五百六十三文ヒタ

百文ハキリノキノ人夫

寅ノ十二月十二日迄

惣都合 四拾八貫六百六十二文

其外ニ壹貫四百五十文 次ニ二百文 二度出立

以上合テ伍十貫三百二十二文

此内式十九貫三百卅三文引テ

悉指引テ残る所 式十貫九百七十六文 可渡之、

天正十八年寅ノ十二月十二日

三〇 宝泉坊宗善檀那売券

且那ノコト

合拾貫文

右所者、ヤマシロノクニミナミイナヤツマ」イチエン、キタヰナヤツマ

イチエン、ウエタ」イチエン、此三ヶ所タンナ、イマヤウ「ア」ルニ

ヨツテ直錢十貫文ニ永代ウリワ」タシ申事、シツシヤウメキケイ也、後

日ノ」シヤウモン如件、

天正廿年壬辰卯月十三日

宝泉坊 宗善(略押)

桜本坊  
参

同左馬介(花押)  
口入ワクタ(花押)

三一 イヌキ檀那売券

(別紙)  
御アツ

〔 〕 ナンナリ、

ミキ、コノタンナンノアリトコロワ、キノクニノイワムロノモチフン  
一エン、サクラモトハウへ、〔 〕キタキヲカキリ、ウリワタシ申モナ  
リ、仍コニチノセウムナリ、此タキ、合シロカネ一マイ、ウケトルナ  
リ、

文六二年十一月廿六日

イヌキ(花押)

(二五九三)  
サクラモトハウ

三二 胡介檀那売券

(前欠)

合直セン参貫文

右、此タンナンノトコロハ、キノクニアイノウラ一エン、クキ一エ  
ン、ナカミナミ一エン、イテワラ一エン、アタラシ一エン、イケノ  
クボ一エン、上ユカワ一エン、此セムラ一エンニ、モチフン、イマ  
ヤウアルニヨツテ、ジキセン参貫文ニウリワタシ申コト実正也、為  
後日ノ状如件、

文禄貳年十二月十八日

胡介(略押)

桜本坊参

三三 某檀那売券

ウリワタシ申タナンノコト

合拾五貫文(コノ上フン) 文禄貳年閏九月マテ三貫三百文ナリ、

右、コノトコロワ、ヤマシロ一ノサカ一エン、ツノクニナンハ一エ  
ン、又キノクニネコロノカウ、ニシコクフ、ヒカシコフ一エンニ  
ケン、イワテ甘ケン、モクニ内タカ一エン、コノフンコト(エキ  
タ)ウリワタシ申ソロコト、シツセウナリ、ヨツテクタンノコトシ、

(後欠)

○四三と同筆。

三四 下ツチタ善太郎証文断簡

(前欠)

有間敷候、後日状如件、

文禄参年十一月廿九日

下ツチタ善太郎  
長(花押)

(二五九四)

桜本坊 善五郎

順長坊  
専賀(花押)

三五 中町屋与十郎証文断簡

(前欠)

ヘシ申候、為後日如此、

文禄四年三月廿二日

中町屋  
与十郎(略押)

(二五九五)

桜本坊 参

口入ヲカヤ

イツ、ヤ

又銀子式文目六分、来九月ニ上可申候、カリヤ

(後欠)

此文

三六 竹林院教真檀那売券

売渡申北山七村在所之事

右、用々依在之、六十式匁三分良子ニテ売渡申事「実正明鏡也、若他之違」乱これあらは罷出可申「白者也、仍後日証文如件、

文禄四未七月廿三日

吉野竹林院

教真(花押)

〔桜本坊カ〕

三七 宝泉坊祐盛借用状断簡

(前欠) 百匁来拾二月カキモシ可申候、モシフサタニヲキテワソノハウノ御シシタキアルヘクソロ、以上、

文禄五年サルノ七月拾二日

サクラモトハウ

マキル

ホウセンハウ  
祐盛(花押)  
口入  
舜仙(花押)

三八 竹林坊教真役銭借用状

(前欠)

合五貫二百文

右之両そく、来七月役銭ニ上可申候、以上、

文禄五申七月廿五日

竹林坊

教真(花押)

桜本坊  
まいる

三九 弥一郎等借用状断簡

(前欠)

キタル三月ニキツトスマシ申ヘクソロ、ソノタメ一フテ、カクノコトクツカマツリソロ、ヨツテシヨウクタンノコトシ、文禄六年

十二月廿一日

弥一郎(花押)

弥七郎(花押)

新兵衛(花押)

(専賀)  
センクワサマ  
参

四〇 宝泉坊宗善土地売券案断簡

(前欠)

コトシチ、ホウチ、ヒカシリヤウセンヤシ「キ・チヤウカクヤシキ、下ハミチカキ」リ、八ワウカキリ、ニシハミチカキリ、「下ハ川カキリナリ、同水ト」モニウリ申コト、後日ノ状「如件、

慶長式年十一月九日

宝泉坊  
宗善判

(後欠)

四一 新中院宗実銀子借用状

アツカリノ良ノ事、

合式十四匁者、戌ノ三月中ニキツト「返申候へく候、ソノタメカクノコトク」一筆申参候、以上、

けいチャウ式年十二月七日

新中院  
宗実 (花押)

四二 マエノイエ等屋地売券

ウリワタシ申候事

右、イマヤウ<sup>(ナラ)</sup>アルニヨテ、シロカネ合<sup>(ナラ)</sup>四十四、ニマエノキヘノ  
イエヤシキ、<sup>(シ)</sup>ヒニヲモテノハタケモチフン、<sup>(シ)</sup>エキタイウリワタシ  
申候コト、コレ<sup>(シ)</sup>ツシヤウナリ、シカレトモ、ウシノ卵<sup>(シ)</sup>□□エニ  
カイカヤシ申ヘクソロ、□□スキソロハ、エキタイソノハウノチ  
キ<sup>(シ)</sup>ヤウタルヘキモノナリ、ヨツテコ日ノシ<sup>(シ)</sup>ヤウ、クタンノコトシ、

マエノイエ (略押)

ケン四郎 (略押)

ヨ七郎 (黒印)

ヒコ七郎 (黒印)

キ、テタウチャウ (略押)

慶長五年十月廿五日  
(二六〇〇)

四三 某檀那売券断簡

ウリワタシ申ソ口問タンナノコト  
右トコロワ、アナフ<sup>(賀名生)</sup>ニヲテ、クロキ<sup>(黒木)</sup>・クロフチ<sup>(黒潤)</sup>、モチフンミナ、  
ミワニテ<sup>(三輪)</sup>タカミヤニテ、甘ケンモチフン、同<sup>(西当麻)</sup>ニシタキマ、ヤウアル  
ニヨツテ、シロカネ

(後欠)

〇三三と同筆。

四四 某算用状断簡 (折紙)

(前欠)  
四計<sup>(斗五友)</sup> 五月廿四日 せんくわんより

八斗五升 十匁 七月廿七日 せんくわんより  
式斗四升 三匁さたし候、 六月廿四日

合而五石七斗四升 御請取分

是ハ来順坊へ取かへ申候、

壹匁 良子<sup>(銀)</sup> 来順

百文 元通 同

百文 元通 同

壹貫文 元通 同

三百文 元通 同

四百文 元通 同

三分五りんかし、

(奥欠)

(見返シ、端欠)

式斗六升三三匁二分 せんく□んより  
七月十一日 彦一郎殿より

二匁惣出 式斗 せんくわんより  
八月 せんくわんより

三斗三三匁廿九日 せんくわんより  
九月九日 せんくわんより

三斗二錢壹貫 せんくわんより  
九月九日 おかたさまより

壹斗酒 せんくわんより  
おかたさまより

七斗 霜月廿八日 せんくわんより

慶長五年分

式斗四升 三匁 正月廿一日 せんくわんより

三升三百文 三月十二日 せんくわんより

八升 二月廿八日 せんくわんより

壹匁 せんくわんより

(後紙欠)

四五 下キヤ米預リ状断簡

(前欠)

ヲモツテ申候トコロニ「御申シナサレソロヨシ、ウケ」タマワリソロ、カシコマリソシ」ソロ、シカラハ京升ニ壺石御ワ」タシソロヲ、タマワルヘクソロ、「三月ノソウハニワタシ申候、ノ」ヒソロハ、リヒヤウヲクワヘナシ」申候ヘク候、

タツノ三月五日

下キヤ

(花押)

サクラモト  
参

四六 某書状(折紙)

猶々懸御目候て「可申上候、以上、

内々此方より」申上候と存候□」に御使忝存候、「如仰花盛に」て御座候間、「花」見之興行専」一候、愚身罷越」貴殿御同道に」(奥欠)

(以下見返シ、端欠)

恐惶謹言、

三月九日

四七 某書状

われらのこ」ひめま、これより」いらいま□<sup>モ</sup>く候、「いすかたより」たつね候とも、わ」れらのこにて」候ま、かまいある」まちく候、以上、

七月十三日

一の忍□  
く□□

一の忍同  
あね□

ふとういん  
まいる

四八 某書状断簡

(前欠)

御す□<sup>き</sup>候こに「わたし申へく候、」以上、  
□<sup>わ</sup>れら松二む」□<sup>か</sup>きうたて申」□<sup>候</sup>く候、さよに候へハ」□<sup>む</sup>すめすき申う」□□ま、此寺にいゑ」□もたせ申へく候、以上、  
□<sup>花</sup>押

○中央に罰点による抹消線がある。

四九 算用状断簡(折紙)

護摩料中へ出分

百廿五匁

此内九十匁

役銭引

又廿七匁参候、

先々さん用分」参候年御座なく」候間、重而坊布施、」其外可参候かし、」宝蔵院之年」九十匁参候、是も」(奥欠)

(以下見返シ、端欠)

酒之代八匁

たちん  
壺匁三分

大豆九升之代壺匁五分

合八十匁

此内廿五匁ハ

供ニ上セ

□<sup>と</sup>うふ・なすひ三色

六匁九分

残六十匁九分か

七月廿四日

五〇 安楽院某書狀断簡 (折紙)

(前欠)

可然□今日三□□取申度候、自然「今日成不申候者、」いつ頃取可進候哉、「御報承、明日成共」可得意候、□子源六「可申入候、恐惶謹言、

十二月廿五日

安楽院

□ (花押)

桜院

まいる

五一 某在家讓狀断簡

ユツリ渡申東滝岩尾之家之事

合小法師女所渡者

又卯田ノ山路ノ旦那  
三十間相添ユツリ渡申也、  
同卯田ヲカセ二十五間相添候

右彼家在所者、小法師女ニ永代ユツリ」渡申候、又旦那在所彼是三四十

五間□□ユツリ渡候、千萬ノ以後ニ何かと」違乱預サマタケ申候人躰

候ハ、此」□□永代知行候へく候、仍為

(後欠)

○料紙の端の形状は一致しないが、端をわずかに裁断したもので、  
行の脱落はないと思われる。

五二 某檀那売券断簡

ウリ渡申旦那事

合壹貫参百文

右、キマヤウノアルニヨツテ、モトセン』壹貫三百文ニウリ渡申者也、「在所ハウチノコヲリサキヤマ一円」□□シマ一円ナリ、タノキラン

(後欠)

五三 某売券断簡

□代売渡申新見文事

(後欠)

五四 与左衛門・与一坊屋敷・島売券断簡

ウリ渡ス坊屋シキ、ヒクワン島

合五貫文也、

右此坊・島アンノウラ一マキ、与サエモン・与一兩人一ルキ、キマ用アルニヨリ錢五貫文ニウリ申コト」メイケキ也、仍後日之状如件、「サリナカラ壹貫式百ノ上分ニテ

(後欠)

五五 某借用状断簡

(前欠)

右、キマヨウ□□アルニヨツテ、カリマウス」コトシチナリ、ヨシシチ

ニワ、コウヤレウ」ハナソノ、フルムカキ百廿五ケン、キレ」マウシソ

ロ、トウサンサンケイノトキワ、フセ」式百卅ツ、ニテソロ、ハツヲノ

コトハ、アキ」正月ハレウソク十文ツ、ニテソロ、「ナツワチヤラス、

メソロ、サウヘツコノ」フンニテカキシルシ申候、六月ミエイ」クウヲ

カキリ申候、ハンキチフサタノキ」□□チキヤウアルヘクソ

口、為

(後欠)

五六 某書状断簡（折紙）

猶々其元可然」様ニ御我執奉憑候、「以上、

態可令申候、去年」御出願之御初尾」御調被成候て可被」下候、郷中御  
且那」契約之儀候之間、「使者遣候間、入魂候て」（奥欠）

（見返シ奥書）

吉野山分

湯之本

等泉寺

○見返しに本文の字とは逆向きに、「不入」と書かれている。

五七 宝泉坊某書状断簡（折紙）

（前欠）我等むね御約束候也、「あひすみ申候へ者」申分無御座候、  
さためて」（後欠）

態一筆令啓候、仍」一昨日申一儀を」御貴院助大夫（奥欠）

（以下見返シ、端欠）

渡し申ましく」存候、た、法印様次第<sup>（ママ）</sup>」卒事無御座候、「猶以参得  
御意候、恐惶」謹言、  
宝泉□□」（後欠）

五八 某書状断簡（折紙）

（前欠）たれ□□□□せて可下候、「頼入申候、六間御さ候、「其分  
此者被仰」出候ハ、可下候、「将又御宿立」廿八日夜やわた<sup>（以下見返シ、八幡）</sup>二」御さ候、  
廿九夜津」国こほり山御宿所、「又今夜ハひやうこ」と申候、  
大かう様ハ□□日比<sup>（太閤）</sup>  
（後欠）

○文禄元年三月二十六日、豊臣秀吉が名護屋城に向けて出京したこ

とに関する記述か。

五九 算用状断簡（折紙）

合<sup>□□米</sup> 九斗八升四合 ツカキフン  
七斗 ムキ ツカキフン

合 壹石五升四合<sup>カ</sup>

卅五人<sup>（ムキマキノトウト）</sup>  
（コノホカコトモ十人）

廿五人 イモトリ

廿七人 木シノトウト

四人<sup>（サクレウイラスソロ）</sup>  
クラノハンシヤウ

九日 エモン 五日 甚三郎

三日 センケン 三日 ソウカク

一日 サク 二ト ヒコ三

一ト ハタケ市 一ト サク女

合百十人 トウトフン

（奥欠）

（以下見返シ、端欠）

合壹石五斗 □□

残テ三石三斗六升 コレヲ」ハクニシテ、米・モチ米トモ

合式石七斗<sup>カ</sup>

合式石三斗 コレヲツカキニ七升引テ

式石式斗三升ヲ」ハクニシテ

壹石式斗八升<sup>カ</sup>

合参石九斗八升<sup>米ムキ</sup>

差引テ

合壺石六斗五升 米ムキノノコリ  
九月晦日ノハラキ

(松室)  
マツムロニアリ

マツムロノ内  
春識

フトウキン  
前官サマ  
マイル

六〇 鯖・鮎・米算用日記断簡 (折紙)

(前紙欠)

三月十五日  
アキ六十 六文ツ、 米七升

三月十五日  
アキ七十 七文ツ、 米七升

三月十五日  
アキ六十二 六文ツ、 米七升

三月十五日  
アキ六十 六文ツ、 米七升

三月十五日  
アキ六十 六文ツ、 米七升

三月十五日  
アキ六十 六文ツ、 米七升

三月十五日  
アキ六十 六文ツ、 米七升

三月十五日  
アキ六十 六文ツ、 米七升

(奥欠)

(以下見返シ、端欠)

四月廿三日  
サハ四十五 アキ十五サハ七文半 米七升

四月廿三日  
サハ卅 アキ十五サハ七文半 米七升

四月廿七日  
サハ四十 アキ卅サハ七文 米七升

四月廿七日  
サハ廿五 アキ六十サハ七文半 米七升

五百五十ノサハノハシメ

四册目  
サハ百一 七文ツ、 米一斗四升

(後紙欠)  
六一 道中算用日記断簡

(前欠)

一 十人 三百文

一坊シキ十人三百文ハカリ

一 道者ノ坊フセ タテムシハ一貫文計 ヨコムシ五百計

一 下リ舟チンハ一貫二百文 六人ニ先達一人ノラシ候、

下リ舟ノクシ

百文アサリ 五十文タカタ 五十文シラキ 百文ヲトモ

一ノホリ舟ハ道者四人ニ先達一人ノラシ候、代一貫二百文

ノホリ舟ノ公事ツ料舟ヤク

百文ヲトモ 五十文シラキ 卅五文ツ料 百文アサリ 五十文タカタ

百文サンサキカセノ舟テ 卅二文ヲノツ料 卅二文ミモト 卅二文シタリ

廿四文シヤウシ 廿四文コ舟 廿二文カワキ 五十文ツナテ 此分ニテ候、

(後欠)

○細字の地名は熊野川流域の地名と思われる。

六二 銭算用日記断簡 (折紙)

(前欠)

銭子分

廿壹枚ハ七ツ、ミ

五枚ハ 一つ、ミ

右之内

六枚大こまノ足



残而廿枚分之御遣足

五十匁

四十二匁八分

八十匁

此外一貫文

十二匁 御きねんニ

五匁 御はつをニ

五匁

六匁

十匁

分

(奥欠)

(以下見返シ、端欠)

八十四匁

四百十三匁

都合八百六十三匁三分

大坂にてかす分

七十四匁二分

九匁三分

百三匁

二匁五分

右之内  
九十七匁五分

合百八十三匁五分

十四匁

山上のごまニ

東南院へ

預へ

せんきへ

同

けんしへ』

□せん御くうニ

長覚へ

今井へ

□にて

大坂へ

丁かねも有

しろの方へ

こまかねの分入

御ひとつ物の方へ

(香炉台カ)  
ころたい敷四つ

本七十八匁ノ御本り分

こま

□九匁

□百四十五匁

□百五十八匁ノ内百八十三匁五分引而

□百七十四匁あり

同

判ノかへ

六三 銭算用日記(折紙)

□やくせん請取覚

□十六匁

□十三匁

五十匁

但去年ノ方ニ

□匁六リン

ハナツムキニテ

合百九十三匁六リン

(銀) 艮子渡方覚

五十匁

宝輪坊

八十四匁二分二リン

吉野のかち方へ

拾五匁

酒之代ニ

(奥欠)

(以下見返シ、端欠)

□入目

十式匁

壹匁五分

合百九十九匁一リンカ

サクメン百廿把

タチン、但サクメン」二百把トル

六四 銭算用日記断簡

(前欠)

□本シカエフン

亥ノ八月ヨリ  
合五拾八貫五百文 本

子ノ二月マデ  
此利 五貫八百五十文

本利合 六拾四貫三百五十文 此内

渡シシロ分 合四拾貳貫六百文

残テ合貳十壹貫七百五十文

此外シカエ四百五十文ソエテ

子ノ三月ヨリ  
惣合貳十貳貫貳百文

六五 銭算用日記断簡(折紙)

同□ あふら

同□ 十貳匁 (すきわん)

同日 八匁五分 (春福院)

しふ 貳つ ひの、たい

廿八日 四匁五分五りん 五十匁一たりきん

けん

同日 六十匁 (知足院)

壹匁貳分 ちぞくゐん

三月六日 拾四匁六分

次太夫

□八

八日 貳匁四分

同日 九匁八分

(奥欠)

(以下見返シ、端欠)

壹匁六分

十九日 壹匁九分

ワ□□□

六六 文書断簡

(前後欠)

□百文ヘチニ

□テサタシ

○欠損が甚だしく、ほとんど文字が残らない。

六七 檀那注文断簡

(前欠)

一西ライワケ

一ケム せ

ニヲ

(中欠)

エ

八

(後欠)

○欠損が甚だしく、ほとんど文字が残らない。

六八 良学院落付・諸先達坊入之献立

良学院落付之献立

一 うとん 汁

一 あんこ おろし  
あまのり かうしよ

吸物 なすひ

小附

汁 ねいも  
牛房

一に物 牛房

食

一 なます やきなすひ  
めうか あげふ

引而

平 わりさんしよ  
一くすしたうふ 香物

諸先達坊入之献立

焼いもうこき

ねいも

(中欠)

一 臺引 ため

(中欠)

吸物 あまのり  
へきいも

ちよく ひしほ  
たてぼう

とりさかなゆへし

重箱 さく

御菓子

夕めし

一 麩切

汁

一 あんかう わさひ  
おろし

あまのり  
やき味噌

一 湯豆腐 吸物 なすひ

一 なます 焼なすひ  
き瓜 大こん

汁 ぬきな  
めうか

しいたけ

めし

重引 さ、けあえて

にさかな こをりこんにやく

八月朔日

六九 八幡科手東町宗門改等請状

御改之条々

(支、下同シ)

一 吉利与丹、右より度々如御改、「老人も無御座候、下々召使男女等」  
ニ至まで念を入、他所之者ニて候ハ、「其所之年寄并且那寺之住」持  
手形取可申候事、

一 牢人侍ハ不及申、町人百姓ニ至「まで、一夜も留置申間敷候、若於」

見隠者、本人者曲事、其組「中ハ五十日之籠者ニ可被仰付候事、

一 はくち并宿仕間敷候事、

右之旨、町中相改、堅申付候、「若相背候ハ、此判形之者、如

何」様とも曲事ニ可仰付候、仍為「後日状如件、

科手東町

九兵衛(黒印)

慶安貳年丑八月廿五日

(二六四九)

(後欠)

七〇 八幡科手西町宗門改等請狀

御改之条々

一 吉利与丹、右より度々如御改、忝人も「無御座候、下々召使男女等ニ至迄念を」入、他所之者ニ而候ハ、其所之年寄并「旦那寺之住持手形取可申候事、

一 牢人侍ハ不及申、町人百姓ニ至迄、一夜も「留置申間敷候、若於見隠ニ者、」本人者曲事、其組中ハ五十日之「籠者ニ可被仰付候事、一はくち并宿仕間敷候事、

右之旨、町中相改、堅申付候、若「相背候ハ、此判形之者、如何様共」曲事ニ可被仰付候、仍為後日状」如件、

科手西町

福田助二郎 (黒印)

同 庄三郎 (黒印)

慶安貳年丑ノ八月廿五日

御奉行様

七一 八幡科手中ノ町宗門改等請狀

御改之条々

一 吉利与丹、右より度々如御改、忝人も「茂無御座候、下々召使男女等ニ至まで」念を入、他所之者ニ而候ハ、其所之年「寄并旦那寺之住持手形とり」可申候事、

一 牢人侍ハ不及申、町人百姓ニ「至まで、一夜も留置申間敷候、若」於見隠者、本人者曲事、其「組中ハ五十日之籠者ニ可被仰付候事、

一はくち并宿仕間敷候事、

右之旨、町中相改、堅申付候、「若相背候ハ、此判形之者、」如何

様とも曲事ニ可仰付候、仍「為後日状如件、

科手中ノ町  
高兵衛 (黒印)

慶安貳年丑ノ八月廿五日

御奉行様

七二 某所宗門改等請狀断簡

御改之条々

一 吉利与丹、右より度々如御改、忝人も「無御座候、下々召使男女等ニ至まで念を」入、他所之者ニ而候ハ、其所之年寄并「旦那寺之住持手形取可申候事、

一 牢人侍ハ不及申、町人百姓ニ至まで、「一夜も留置申間敷候、若於見隠者、」本人者曲事、其組中ハ五十日之籠者ニ

(後欠)

八六 米屋四郎兵衛金子預り状

預り申金子之事

合三拾匁ハ 江戸小判也、

右預り申所実正也、何時成共御用次第ニ、「急度相渡し可申候、少も御無沙汰仕間」敷候、為後日一筆仍而如件、

請人

角や惣三郎 (黒印)

寛永拾六年  
卯ノ九月二日

米や  
四郎兵衛 (黒印)

山田九郎右衛門殿  
まいる

右之金子預り申候内ハ、壹ヶ月ニ金子」式分つ、ニ相さため申候、何時  
成共御用」次第二本理共ニ急度相済シ可申候、為後日」

まじや

（黒印）

（後欠）

九五 吉水院仰遍力書状案（折紙）

改年之御慶賀、雖「事旧候、猶更不可在」尽期候、弥御勇健可」被成  
御越歳と珍重ニ「奉存候、当表無別」儀、各加年仕候、乍慮「外貴意  
「易思召可被」下候、依之芳金五拾疋」進上之仕候、可得幾久」御意印  
迄ニ御座候、誠以「旧儀迄も打絶書状以も」不得貴意、違本意奉存  
候、「去夏今者、御門主様御」上落ニ而、殊之外上方筋「繁昌、其上  
夥敷御威光」共一宗之外聞不過之候」奉存候、猶更御機嫌能」還御  
成、弥以御目出度（以下見返シ）「奉存候事御座候、御在落」之御拙子儀も大僧都」  
勅許成、御門主様御威光」を以、首尾能參内相済」年来之本望相達、  
難」有存御事ニ御座候、其御」早速ニ貴院様へも書状」以。可申上  
処、彼是仕、（手前之私用取粉紛）「我儘故延引ニ及、今更」可申進様も無之段、御  
免可」被下候、去夏之内花入竹」之駄賃之儀ニ付、滞候而」不埒之由  
預御状ニ候内御入」筆得其意を段々飛脚」問屋吟味を為致候処、右」  
不埒之様子相聞、舟便ニ」參候ヲ三度と偽、駄賃過分」可申請義相  
知、相応ニ仕度」許ニ而駄賃相済申候、左様ニ」御心得可被下候、「  
一去十月四日上方筋地震、」殊之外成大地震ニ而、各難」儀為仕事ニ候、  
其御江戸」其之山河之別条無御座、」少々震候迄由承安堵」仕候、自  
然茂夥敷破損」出来仕寺も痛之上江針」とやら世話ニ申候か、如此  
之」事ニ候半と存事ニ御座候、「尤表向今者左様ニも相見へ」不申候得  
共、かけ造之事ニ」候故、柱は谷へ委こけ、」漸々つゝのみはり仕、当  
分」差置可申候、拙子内証御」推量可被下候、

一 凌雲院御学頭、修禪院」各御住職山門分御下向」之方々へ被仰付之由  
承、」目出度存候、猶更山門」正覚院覺樹院御事」正覚院江移転權僧  
正」被仰出、殊之外御喜悦之旨、」聞江御尤千万ニ奉存候、  
〇二条めに見える地震は宝永四年十月四日の大地震である。輪王寺  
宮公弁法親王は宝永四年五月から十一月まで上洛している。吉水院  
仰遍が同年七月に大僧都に任じられている（『集成』三二二九一、  
二九二）。

二九二）。

一〇〇 某書状断簡（折紙）

（前欠）  
取来候ニ無」事ニ候ハ、右四ヶ国も取来ニ仕度候、併  
此」衆ハ同心無之候而も不及是非候、  
一 諸山伏坊入之儀、毎度口論有之候間、今」度御相談ニ而相済之上者、  
「兩院分諸山」伏吉野山之旅宿へ坊入之儀申を、若」異儀申者有之候  
ハ、夫々之先達へ通達」仕候而、先達分。申渡候、然上ハ相違有  
之」間敷候旨、尤ニ奉存候、先達分被申渡儀ハ、」同行異儀申事ニ而無  
御座候得ハ、相違無之」儀ニ奉存候、併吉野山入口ニ人を付置、入」  
峯山伏之国ヲ相尋不申吉野山町中へ」入込ニ而ハ、中々吟味難成事ニ  
候、有来通」人（本山も当山も互ニ通仕来之間、有来通）を付置可申候、番と申事ニ而ハ無之候、  
一 三輪先達同行之内九州三ヶ国へ前々」分各別ニ銀式匁式分つ、ニ定有  
之候得共、」是も向後、諸先達一同ニ相定被申」度旨、尤定置候証文等  
も有之候得共、一同ニ」罷成候儀尤ニ奉存候間、向後ハ。坊入錢も」  
諸先達同行も一同ニ相定之可申候、且又」超昇寺儀も向後ハ諸先達一  
同ニ坊入」為致可申旨、去年迄も坊入之儀無相」違候得共、右之通ニ  
相究候儀、異儀可有」之様無之儀と奉存候、且又。諸先達」兩院へ之  
坊入ハ前々分無之候間、向後も」儀」候得」坊入無之、手廻り同行

も」先達並ニ仕度旨、尤只今迄無之事ニ候得共、願之儀ニ候得ハ、手廻り同行」五人三人之儀ハ望之通ニ可仕候、其外」名代役人等之儀も同前ニ御座候と申」儀、如何様之者之儀ニ候哉、承知難仕奉存事、

一俗人之儀ハ後世峯一通之儀ニ而、修驗ニ而」無之候間、両院坊入之儀ハ相對次第ニ可」仕旨被申候へ共、諸国分入峯之節ハ、前々分」僧俗之無差別前々分共ニ入峯仕來事取來申たる儀ニ而、」本山ニも有之儀ニ候へハ、当山計相對次」第ハ難成儀ニ候、其上近年ケ様之儀」紛有之候而、吉野郡御代官被申渡候も、袈裟掛入峯仕者候ハ、不限僧俗有」來通坊入為致候様ニと被申渡候へハ、只今」又相止候事、猶是以難仕儀ニ御座候、

一右之通向後之儀相濟申儀ニ候ハ、公儀并何も御」御苦勞ニ罷成候段も迷惑ニ奉存候間、宜御」料簡を以内証ニ而相濟候様ニ被遊可申候、」然上ハ、去ル午分申ノ年迄三年分引導錢」相渡し不被申儀、坊入等迄有來通仕たる」儀ニ候間、巳ノ年迄之各式ニ相渡被申候様ニ」被成可申候、超昇寺儀ハ久々出不被申候事」年々及勘定可申様も御座有度候へハ、不及」是非向後諸先達並ニ候へハ申分無之候、(後欠)

(裏)

少納言

從吉野

様御内

院様

○両院は吉水院と妙雲院のこと。『集成』三・二八三〜二八七に關係史料があり、両院と当山方先達の間で引導錢をめぐる相論があったことがわかる。これは宝永二年六月七日に内証により和解している。

繊維の種類	米粉	非繊維物質	混入物	樹皮片	繊維束	繊維溜	地合	皺	硬さ	簀の目	糸目	板目	刷毛目
楮	微	中	裁断繊維		微		斑・微	有	堅い	12	30~33	不可視	裏・微
楮	中	中		多	少				やや堅い	14	28	不可視	裏・微
楮	少	中					良		堅い	15	32	不可視	裏・微
楮	中	中		少					堅い	15	23	不可視	不可視
楮	多	中		多	少			有	やや堅い	15	43	表・微	不可視
楮	中	中		少	普通				堅い	13	42	不可視	不可視
楮	中	中			少	有		有	堅い	13	30	表・微	裏・微
楮	少	多		普通					堅い	13	25	表・微	不可視
楮	少	多		多	少				やや堅い	14	30		
楮	少	多		多	普通			有	やや堅い	15	33	表・微	裏・微
楮										12	38		
	少	多		多	多				やや堅い	12	38	不可視	不可視
楮	少	多		多				有	堅い	14	30	表・微	裏・微
楮	一	多		多						10	42	不可視	不可視
楮	一	多		多					堅い	10	42	不可視	不可視
楮	少	多		微			斑・少	有	柔らかい	16	21~24	表・微	不可視
楮	少	多		多	普通		斑・微	有	堅い	14	45	表・微	裏・顕
楮	少	多		多	少					12	57~60	表・微	不可視
楮	少	多		多	少					12	58~60	不可視	不可視
楮	中	多		少	少	有			堅い	13	40	表・顕	裏・微
楮	中	多		少	少				やや堅い	14	43~45	表・顕	裏・微
楮	一	多		多			斑・少		やや堅い	14	43~50	不可視	不可視
楮	少	多		多	普通	有	斑・微		堅い	12	53	不可視	不可視
楮	一	多	青繊維	多	少		斑・少		堅い	12	30~35	不可視	裏・微
楮	微	多		普通		有	斑・少	有	柔らかい	12	48~53	不可視	不可視
楮	少	中		多	多				やや堅い	12	55	表・微	裏・微
楮	微	多		多	多			有	やや堅い	12	55	表・微	裏・微
楮	一	多		多	普通		斑・微	有	堅い	11	56~60	裏・微	不可視
楮	少	多		多					堅い	10	45(太)	不可視	表・顕
楮	少	多	毛髪	多				有	堅い	10	45(太)	不可視	表・顕
楮	一	多	裁断繊維	多	少		斑・微	有	堅い	11	58~60	表・微	不可視
楮	一	多		普通	多		斑・少		柔らかい	13	35	不可視	不可視
雁皮	中	多			多		斑・微		柔らかい	20	24~30	不可視	不可視
楮	一	多		普通	普通		斑・微		堅い	11	47~51	不可視	不可視
楮	少	多		少	少		斑・少	有	柔らかい	16	45~50	表・微	不可視
楮	一	多		少	少		斑・少	有	柔らかい	14	50	不可視	裏・微

桜本坊文書目録中世分

番号	年月日	文書名	縦	横	厚さ	重量	密度
1	徳治貳年五月十三日	市女証文断簡	30.8	27.4	0.21	3.8	0.21
2	正平六年三月廿三日	良舜檀那処分状	24.8	38.3	0.14	3.5	0.27
3	天授五年二月三日	薬師女等檀那証文断簡	29.6	11.9	0.19	1.9	0.28
4	天授五年十二月十三日	マツ女等田地売券	31.0	28.7	0.27	7.2	0.29
5	(南北朝期カ)	某檀那売券断簡	31.0	11.9	0.18	1.7	0.25
6a	応永五年卯月十九日	鶴女檀那売券	31.2	8.7	0.2	1.6	0.30
6b			31.2	26.8	0.19	4.3	0.27
7	応永廿五年正月廿日	トラマツ女借用状	30.3	26.5	0.23	4.6	0.25
8	—	某借用状断簡	32.2	22.8	0.18	2.9	0.22
9	宝徳二八年八月	大般若波羅蜜多經第十二奥書	25.7	79.6			
10	長祿三年卯月十七日	憲実檀那売券	31.4	32.7	0.2	5	0.24
10紙背	長祿三年七月日	祐秀借用状	—	—	0.08	3.6	0.51
11	(長祿三年ごろ)	憲実檀那売券	31.3	27.7	0.18	3.6	0.23
12	明応七年十一月三日	延命院尊祐檀那売券	31.2	35.3	0.27	6.5	0.22
13a	明応九曆仲夏下旬	天神講私記	31.6	40.2			
13b			31.7	31.3			
13c			31.5	15.7			
13d			31.5	45.6			
13e			31.6	32.2			
13f			31.5	15.5			
14a	文亀三年二月四日	左衛三郎屋地売券	31.9	10.3	0.24	2.2	0.28
14b			31.9	22.0	0.23	4.7	0.29
15	文亀四年三月十九日	蓮堯公祇檀那売券	28.2	20.5	0.12	1.4	0.20
16	永正二年六月七日	舜円檀那売券	30.5	28.6	0.27	5.5	0.23
17a	永正九年九月廿二日	金輪寺澄遍島地売券	28.9	28.4	0.15	3.2	0.26
17b			29.0	18.2	0.15	2.2	0.28
17c			29.0	2.2			
18a	(永正ごろ)	院主職等譲与置文断簡	30.7	12.0	0.18	1.7	0.26
18b			30.8	17.2	0.17	2.4	0.27
19	享祿四年七月廿五日	祖之坊宗栄・与太郎連署文書断簡	17.0	29.4	0.15	2.1	0.27
20	天文廿年極月十三日	中尾証文断簡	33.0	16.2	0.16	2.2	0.26
21	天文廿一年卯月十四日	寺室尊瑜借用状断簡	29.8	20.6	0.22	3.4	0.25
22	弘治三年七月七日	文保寺吉祥坊・高仙寺金藏坊借錢注文	26.7	36.0	0.13	3.9	0.31
23a	弘治参年十一月十四日	下町屋与四郎檀那売券	28.6	15.8	0.16	1.8	0.25
23b			28.6	15.8	0.15	1.7	0.26
24	永祿元年潤六月廿四日	芳野重朝・上薬師梵才借用状	33.2	34.0	0.25	6.1	0.22
25a	永祿二年五月十四日	高岡源十郎借用状	29.5	11.1	0.16	1.4	0.27
25b			29.5	22.9	0.15	2.5	0.25
26	(永祿ごろ)	宮家宮内田地売券	32.5	29.5	0.15	4.5	0.31
27	天正十六年三月廿日	新屋守歳借用状断簡	28.7	19.0	0.14	1.9	0.25
28	天正十八年菊月廿四日	山室中村借用状	29.5	24.7	0.09	1.4	0.22
29	天正十八年十二月十二日	料足算用日記断簡	28.2	28.4	0.16	3.4	0.26
30	天正廿年卯月十三日	宝泉坊宗善檀那売券	27.5	31.8	0.11	2.5	0.31
31	文祿二年十一月廿六日	イヌキ檀那売券	28.5	22.5	0.15	2.4	0.25



繊維の種類	米粉	非繊維物質	混入物	樹皮片	繊維束	繊維溜	地合	皺	硬さ	簧の目	糸目	板目	刷毛目
楮	一	多			少		斑・微	有	柔らかい	13	40~55	不可視	裏・微
楮	一	多		普通	微		斑・微		やや堅い	12	55~65	表・微	裏・微
雁皮	多	多		少			良			21	20	不可視	不可視
雁皮	多	多		微	普通				柔らかい	21~24	27	不可視	不可視
楮	一	中		多						14	53	裏・普通	不可視
楮	少	多		多			斑・微	有		14	50	不可視	不可視
楮	少	多		少						15	42	不可視	不可視
楮	多	多		少				有		16	50	不可視	裏・明瞭
楮	多	多		多	有					15	47	不可視	不可視
楮	少	中		少	普通		斑・少		柔らかい		53~55	不可視	裏・微
楮	少	多		少	普通		斑・微		やや堅い	10	27	不可視	不可視
楮	少	多		少	多	有	斑・微		やや堅い	14	30~35	表・微	裏・微
楮	少	多		少	普通					14	35	不可視	不可視
楮	少	多		微	多		斑・微		やや堅い	14	30~35	不可視	裏・微
楮	一	多		少	微			有	やや堅い	17	22	表・顕	裏・微
楮	少	多		少	少		斑・少		柔らかい	18	45~50	不可視	不可視
楮	中	中		多	少			有	柔らかい	14	50~60	不可視	不可視
楮										14	48		
	微	多		少	普通	有	斑・微		柔らかい	14	30	不可視	裏・微
	微	多		少	普通		斑・微		やや堅い	14	30	表・微	裏・微
楮	微	多		少	少	有	斑・微		やや堅い	11	23	不可視	不可視
楮	多	中		普通	少	有	斑・微	有	やや堅い	12	23~25	不可視	不可視
楮	微	中			普通				柔らかい	16	20	不可視	裏・微
楮	少	中			普通	有		有	やや堅い	13	35	不可視	不可視
楮	中	中		多	少			有	堅い	13	30~32	不可視	裏・微
楮	微	多		多	多				堅い	12	42		
楮	微	多		多	多					12~13	42		
楮	少	多		少	少		斑・微	有	柔らかい	11	35	不可視	不可視
楮	少	中	青繊維	少			斑・微		柔らかい	14	60		裏・微
楮	一	多			多	有	斑・少		堅い	10	32~35	表・微	裏・微
楮	多	多			多			有	柔らかい	15	45~47	不可視	不可視
楮	微	多		微			斑・微	有	柔らかい	14	22	不可視	裏・微
楮	微	多		普通	多		斑・微		柔らかい	18	25	表・微	裏・微
楮	中	中		少	少		斑・微	有		17	50	不可視	不可視
楮	一	多		微	少	有	斑・微		柔らかい	17	40	不可視	不可視
楮	中	中		普通	少	有	斑・微		柔らかい	14	21~27	不可視	不可視
楮	微	多		普通	普通	有・多	斑・普通	有	やや堅い	13	25	表・微	裏・微
楮	微	多		少	少		斑・微	有	柔らかい	13	25	表・微	裏・微
楮	一	多		微	普通	有	斑・微	有	やや堅い	14	25	表・微	裏・微

番号	年月日	文書名	縦	横	厚さ	重量	密度
32	文禄貳年十二月十八日	胡介檀那売券	28.0	31.5	0.12	2.8	0.26
33	(文禄二年以降)	某檀那売券	32.3	33.4	0.18	4.8	0.24
34a	文禄三年十一月廿九日	下ツチタ善太郎証文断簡	28.4	8.6	0.08	0.5	0.28
34b			28.5	7.6	0.09	0.5	0.23
35	文禄四年三月廿二日	中町屋与十郎証文断簡	27.6	19.0	0.18	2.1	0.22
36	文禄四年七月廿三日	竹林院教真檀那売券	27.5	30.5	0.17	3.6	0.25
37	文禄五年七月拾二日	宝泉坊祐盛借用状断簡	16.8	28.5	0.14	2.1	0.31
38	文禄五年七月廿五日	竹林坊教真役銭借用状	27.9	19.4	0.11	1.5	0.25
39	文禄六年十二月廿一日	弥一郎等借用状断簡	28.2	27.4	0.12	2.4	0.25
40	慶長二年十一月九日	宝泉坊宗善土地売券案断簡	28.6	21.5	0.14	1.8	0.20
41	慶長貳年十二月七日	新中院宗実銀子借用状	29.0	13.9	0.22	2.3	0.26
42a	慶長五年十月廿五日	マエノイエ等屋地売券	28.4	17.3	0.14	1.8	0.26
42b			28.3	13.5	0.16	1.4	0.22
43	—	某檀那売券断簡	28.2	21.4	0.14	1.7	0.20
44	(慶長五年ごろ)	某算用状断簡 (折紙)	28.5	21.3	0.12	2.2	0.28
45	タツノ三月五日	下キヤ米預り状断簡	24.2	23.3	0.09	1.1	0.22
46	三月九日	某書状 (折紙)	28.3	32.0	0.11	2.5	0.25
47a	七月十三日	某書状	24.9	6.6	0.04	1.5	0.76
47b			25.8	18.9	0.15	1.5	0.20
47c			22.8	10.5	0.13	0.8	0.26
48	—	某書状断簡	25.0	23.1	0.11	1.3	0.20
49	七月廿四日	算用状断簡 (折紙)	28.4	26.2	0.12	2.4	0.26
50	十二月廿五日	安楽院某書状断簡 (折紙)	28.0	19.0	0.14	1.6	0.20
51a	—	某在家讓状断簡	30.5	13.5	0.14	1.5	0.26
51b			30.3	11.5	0.14	2.2	0.45
52a	—	某檀那売券断簡	29.5	10.2	0.21	1.6	0.26
52b			29.4	8.6	0.21	1.3	0.25
53	—	某売券断簡	28.4	7.0	0.16	0.7	0.22
54	—	与左衛門・与一坊屋敷・畠売券断簡	28.5	25.5	0.17	3.2	0.26
55	—	某借用状断簡	36.0	21.8	0.22	3.3	0.23
56	—	某書状断簡 (折紙)	28.9	29.2	0.15	2.2	0.17
57	—	宝泉坊某書状断簡 (折紙)	28.1	11.3	0.11	0.8	0.23
58	—	某書状断簡 (折紙)	26.9	30.3			
59	—	算用状断簡 (折紙)	25.1	24.4	0.12	1.8	0.24
60	—	鯖・鮎・米算用日記断簡 (折紙)	27.6	24.4	0.3	2.1	0.24
61	—	道中算用日記断簡	23.5	16.9	0.11	1	0.23
62a	—	銭算用日記断簡 (折紙)	29.5	27.4	0.15	2.6	0.21
62b			29.5	5.4			
63	—	銭算用日記 (折紙)	26.0	34.2	0.12	3	0.28
64	—	銭算用日記断簡	28.2	29.7	0.14	2.4	0.21
65	—	銭算用日記断簡 (折紙)	28.3	20.6	0.11	1.6	0.24
66	—	文書断簡	8.6	13.3			
67	—	檀那注文断簡	11.5	17.0			

桜本坊文書目録近世分（翻刻したものには※をつけた）

番号	年月日	文書名	縦	横	備考
68a※	八月朔日	良学院落付・諸先達坊入之献立	27.0	23.5	
68b※			27.0	26.1	
68c※			23.5	5.3	
68d※			29.9	46.5	
68e※			27.3	34.7	
69※	慶安二年八月廿五日	八幡科手東町宗門改等請状	28.3	38.1	
70※	慶安二年八月廿五日	八幡科手西町宗門改等請状	27.0	38.5	御奉行宛
71a※	慶安二年八月廿五日	八幡科手中ノ町宗門改等請状	28.3	17.8	御奉行宛
71b※			28.4	25.2	御奉行宛
72※	(慶安二年八月か)	某所宗門改等請状断簡	27.3	19.9	
73	延享三年九月	宗門改寺請状断簡	27.1	34.5	吉野山満堂衆徒惣代清涼院
74	延享三年九月日	宗門改寺請状断簡	27.2	34.8	正観院前大僧正宛
75	延享三年九月日	宗門改寺請状断簡	27.0	34.8	正観院前大僧正宛
76	延享三	宗門改寺請状断簡	19.7	7.1	正観院前大僧正宛
77	寛延元年九月日	宗門改寺請状断簡	27.3	36.3	正観院前大僧正宛
78	—	宗門改法度断簡	26.5	33.2	
79	—	宗門改法度断簡	26.3	31.7	
80	—	宗門改法度断簡	26.3	33.0	
81a	—	宗門人別改帳断簡	27.1	41.0	浄土宗
81b			27.2	41.2	浄土宗 真言宗
81c			27.1	41.1	真言宗
81d			27.1	41.0	真言宗
81e			27.2	41.0	真言宗
81f			28.2	42.9	浄土宗
82a	—	宗門人別改帳断簡	26.3	33.4	一向宗
82b			26.3	32.0	一向宗
82c			26.4	32.5	一向宗
82d			26.5	30.6	一向宗
82e			26.3	30.6	浄土宗 真言宗
82f			27.0	4.7	黒印
82g			27.1	34.8	福嶋院 心善院 南之坊 竹林院
83	—	宗門人別改帳断簡	13.2	25.9	「宗門」「南院谷宗」
84	—	宗門人別改帳断簡	14.5	30.5	「和州吉野山社僧」
85a	—	吉野山町別住人取調帳断簡	27.1	36.3	細井谷 松本院 西之尾
85b			27.2	36.5	山野井 奥院内 稲荷町
85c			27.1	35.7	中ノ井 関屋 峯組
85d			27.4	36.5	新保谷
85e			27.3	36.5	東室院内 宮坂町
85f			27.4	36.4	金剛院内 東南院屋敷
86※	寛永十六年九月二日	米屋四郎兵衛金子預り状	29.4	28.8	
87	元禄五年十二月廿九日	金峯山寺僧中銀子預り状	29.6	31.8	三瀬村又八郎宛
88	十一月十三日	黒鳥村三郎衛門等書状	28.2	38.5	吉水院内智宣房宛
89	十一月廿三日	某書状断簡	27.5	31.2	ちやうしゆ院宛
90	—	代官・源五郎・かなや等書状断簡	28.3	11.5	不動院宛
91	—	豎紙文書	28.3	31.2	「可有裁義者有間敷候」
92	—	某書状断簡	23.9	28.8	「わざと一筆申候」

番号	年月日	文書名	縦	横	備考
93	—	某地式売券断簡	28.1	11.9	「高野口やなせ村」
94	四月廿九日	智泉房仰慶・福寿院光遍書状断簡	31.0	45.4	吉水院宛
95a※	宝永五年	吉水院仰遍カ書状案(折紙)	30.6	20.2	
95b※			30.7	24.8	宝永地震の記事あり
95c※			30.5	45.5	同上
96	正月十三日	松□兵衛折紙書状断簡	31.2	23.7	左膳宛
97	—	某折紙書状断簡	26.3	27.7	「返々よく、ゝ一らんし候」
98a	—	某書状断簡(折紙)	27.3	30.9	「何も、ゝとふらひ申たくて」
98b			27.6	3.2	「我々ハはや、ゝ」
99	五月八日	某書状断簡(折紙)	32.3	40.1	「見つけより」
100※	宝永二年ごろ	某書状断簡(折紙)	30.0	26.5	
101	—	某書状断簡(折紙)	30.5	23.2	「状態存候」
102a	—	某書状断簡(折紙)	32.5	17.3	「候へと御申おきも候」
102b			32.1	4.4	
103	元禄十一年正月吉日	台所飯米帳表紙	34.6	26.3	
104	元禄十四載正月吉祥日	年賀来受納帳表紙	25.5	23.1	円明院
105	元禄十五年七月吉日	同行引附帳表紙	32.0	24.1	吉水院
106	七月六日	某利平書上断簡	27.8	30.1	
107a	—	檀那書上断簡(折紙)	27.0	6.0	「六助方」
107b			26.9	23.2	
108	—	日別米穀書上断簡	14.7	8.9	「山門又兵衛」
109	延享丙寅(三年)九月	帳簿表紙断簡	13.0	23.8	「小路村」
110	—	仏母大孔雀明王経前啓請法断簡	28.9	21.2	寛政九丁巳正月八日の校合前書
111	—	妙法蓮華経卷第二断簡	23.2	30.6	
112	—	僧図画	11.9	17.5	江阿弥筆 襖紙の絵か
113a	—	紙片(墨付あり)	30.6	11.5	手習
113b		紙片(墨付あり)	30.6	31.9	手習
114	—	紙片(墨付あり)	5.9	44.2	料紙上辺部断簡
115	—	紙片(墨付あり)	23.5	3.4	「ゑどくだり」
116a	—	紙片(墨付あり)	8.8	9.8	「ひこ」
116b		紙片(墨付あり)	10.5	13.0	「宝樹院」「宗永」
117a	—	紙片(墨付あり)	5.3	11.0	「右所」「加庄」
117b		紙片(墨付あり)	4.5	8.8	「依」
118	—	紙片(墨付あり)	10.0	5.2	「残り物」「内へ入可申」
119	—	紙片(墨付あり)	22.5	4.0	「正人助大夫」
120	—	紙片(墨付あり)	7.2	4.0	「右」
121	—	紙片(墨付あり)	12.0	3.3	「可被下候」
122	—	紙片(墨付あり)	8.3	2.7	「御さかな」
123	—	紙片(墨付あり)	30.0	8.0	
124	—	紙片(墨付あり)一括			
125	—	紙片 引戸把手穴あり	26.5	30.9	
126	—	紙片(墨付なし)	25.7	31.1	
127	—	紙片(墨付なし)	30.6	21.4	
128	—	紙片(墨付なし)	26.6	38.7	
129	—	紙片(墨付なし)	26.6	51.0	
130	—	紙片(墨付なし)	28.0	34.1	
131	—	紙片(墨付なし)一括			